

昭和五十年郵政省告示第六百二十号（同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める件）の一部を改正する新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案

同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

区 分	共通に使用することができる装置
一〜九（略）	（略）
十 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、当該基地局と無線設備を共用する固定局及び陸上移動中継局のうち二以上の無線局相互間	同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置
十一〜二十一（略）	（略）

現 行

同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

区 分	共通に使用することができる装置
一〜九（略）	（略）
十 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、当該基地局と無線設備を共用する固定局及び陸上移動中継局のうち二以上の無線局相互間	同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置
十一〜二十一（略）	（略）